

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「健康保険 被扶養者資格の再確認について（平成26年度の実施）」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

協会けんぽでは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的として、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかどうかを確認するため、毎年度、5月末から7月末までの間、被扶養者資格の再確認を実施しています。

平成26年度においても、5月末より、順次、事業主様へ被扶養者のリストを送付される運びとなります。

被扶養者資格の再確認の対象者、確認方法、提出期限は以下の通りです。

① 対象となる方

すべての被扶養者を対象としますが、以下は除外されます。

- (1) 平成26年4月1日において18歳未満の被扶養者
- (2) 平成26年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

② 確認方法

事業主様あてに送られてくる被扶養者状況リスト（以下、「状況リスト」という）を見て、該当被扶養者が現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかを確認します。現在は被扶養者の条件を満たしていなければ、状況リストの対象者の「解除」欄にチェックを入れ、必要事項を記入し事業主印を押印します。そして、解除対象の被扶養者について同封されている「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、被保険者証を添付して状況リストと共に返信用封筒にて返送します。

健康保険法上では、被扶養者になる際の収入の基準は「年間130万円未満（月108,333円以下、60歳以上等の場合は年間180万円未満）です。

協会けんぽにて、提出された書類を確認し、削除となる被扶養者の被扶養者調書兼異動届を管轄年金事務所へ回送します。管轄年金事務所にて、回送された被扶養者調書兼異動届の内容審査及び削除処理を行い、その後被扶養者（異動）届の控が事業主様へ送付されます。

③ 提出期限

書類一式が到着後、再確認を実施し、平成26年7月末までに協会けんぽに返送しましょう。

平成25年度の実施では7万人もの被扶養者が削除され、その結果、32億円程度の削減効果が見込まれたとされています。

被扶養者から削除となった主な理由は、「就職したが削除する届出を年金事務所へ提出していなかった」がほとんどであり、その他は収入超過によるものも見受けられたそうです。健康保険証の誤使用を避けるためにも、早めに確認しておきましょう。